

サマーイングリッシュセミナーを実施しました

# 英語でレッツ コミュニケーション!!



くわしくは 学校教育課 ☎(21)5167

国際観光文化都市の市民として、日光の魅力が外国人に伝えられる大人は、今どのくらいいるでしょうか？ 東京オリンピックが開催される2020年には、きっと現在よりもたくさん外国人が日光を訪れるでしょう。2020年、今の子どもたちの一部は、もう大人になっています。「勉強しても伝えられない英語から「外国人とコミュニケーションをとれる英語」を目指して、市は小学校1年生から(文部科学省の基準では小学校5年生から)英語教育に取り組んでいます。

今回はその取り組みの一環として行われたサマーイングリッシュセミナーの様子をご紹介します。

8月21日(木)・22日(金)、市教育委員会は、ALT(外国語指導助手)とボランティアの協力を得て小学校5・6年生15名と中学生9名が参加した、サマーイングリッシュセミナーを開催しました。最終目標は、日光東照宮での英語による観光案内体験と、英語によるコミュニケーションに必要な勇気を体感することです。

初日の午前中は、英語での活動やゲームにより参加者同士の交流を深めました。午後は、ボランティア通訳ガイドの指導のもと、東照宮の観光案内の練習をしました。

2日目はいよいよ本番です。小中学生が英語で観光案内をするのは大変なことです。初めはかなり緊張がみでしたが、練習した紹介文を参考にしながら、参加者同士「こういう風に紹介してみよう」「英語ではこれは何て言うのだろう」と、相談しながら挑戦しました。その中で、ジェスチャーを交えることもよくわかることを学び、観光客を相手に堂々と英語で案内できるようになりました。

参加した子どもたちが、勇気を出して挑戦すれば片言の英語でも伝わることが体感できたことが、今回のセミナーでの大きな収穫です。英語で伝えた経験は、学習意欲を高めます。今回のような経験は、国際観光



文化都市日光だからこそできることです。日光市で生まれ育ったことに誇りを持ち、市の魅力を世界に積極的に発信する大人になれるよう、子どもたちの今後の成長に期待します。

## 参加者の声



江波戸乃々香さん  
(日光市立東中学校1年生)

私はもともと英語が好きで、今回のセミナーに参加しました。外国人相手に英語で話すということは、とても勇気が要ることです。それでも、英語で積極的に東照宮などの観光案内をすることができました。

私が特に印象に残った体験は、突撃インタビューです。外国人観光客に、どこから来たのか、東照宮のどの彫刻が気に入ったかなどの質問をされました。2日間を通して、「伝える」ことを勉強することができ、充実したセミナーになりました。



# ペットは大切に 正しく飼いましゅり

10月は正しい犬の飼い方強調月間です。



犬や猫などのペットは、私たちの心を癒してくれる一方、トラブルも後を絶ちません。ペットを飼う方は正しい知識を身につけ、人と動物が共生できる社会を目指しましょう。

## ● ペットを飼う前に

平成25年9月の動物愛護管理法改正に伴い、3月に県の動物愛護管理推進計画が改定されました。この中で特に強調されているのが、終生飼養・適正飼養の推進です。

平成25年には、県の施設に収容された犬や猫の8割、1,797頭が処分されています。その中には、所在につながる鑑札や名札が無かったために飼い主が分からなかったケースや、増やしてしまった処理に困った子犬や子猫が持ち込まれたケースもあります。これらは、飼い主の努力で防げたかもしれない事例です。

## ♥ 繁殖の抑制

いつの間にか増えていた、といっ

たことが無いよう、繁殖の予定がなければ、不妊・去勢手術をしてください。

不妊・去勢手術が、犬や猫の問題行動解決、病気の予防に有効な場合もあります。

## 飼う前にチェック!!

- 1つでもチェックできない項目がある場合は、もう一度よく考えましょう。
- ペットを一生世話できる。
- 家族の同意がある。
- 本人や家族にアレルギーが無い。
- ペットを飼える家に住んでいる。
- 結婚や転勤などでペットが飼えない環境にならない。
- 毎日のエサ代や病気の際の治療代などにお金をかけられる。
- 近隣への影響を考え、配慮ができる。
- 飼えなくなった場合のことを考えている。

## ● 犬を飼うときのポイント

- 登録と狂犬病予防注射  
犬は一生に1回の登録が必要です。また、飼い主は毎年1回の狂犬病予防注射をさせる義務があります。
- また、鑑札や狂犬病予防注射済票の装着も義務づけられています。登録内容とつながる鑑札は、飼い主を探手がかりとなります。たとえ室内で飼う場合でも、花火や雷などの大きな音で逃げ出す場合があるので、必ず装着しましょう。
- 放し飼いの禁止  
県の条例で、犬を放し飼いにすることは禁止されています。室内やおりで飼う場合は、逃げ出さないように確実に施錠をしましょう。また、鎖や首輪が切れたり抜けたりしないように注意を払いましょう。
- ふんの後始末  
散歩中にふんをしたときは、必ず持ち帰りましょう。道路や公園などを汚さないようにしましょう。
- 適正なしつけ  
適正なしつけを行いましゅ。頻

## ● 猫を飼うときのポイント

- 室内で飼う  
鳴き声やふん尿など、周辺地域のトラブルを防止し、けがや迷子、交通事故、いつの間にかたたくさんの子猫を生んでしまった、などといったリスクを低減できます。
- 名札などの連絡先の表示  
室内で飼う場合でも、アクシデントや不注意で迷子になる可能性があります。連絡先を書いた名札を装着しましょう。

犬や猫の飼い方や相談、お問い合わせは

県動物愛護指導センター  
☎028(684)5458  
生活安全課 生活安全係  
☎(21)5112